

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
の翌日)

目 次

◇教委規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(総務課)

鳥取県英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(指導課)

鳥取県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則(同和教育課)

◇教委訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令(総務課)

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令(〃)

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(体育保健課)

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第一条 鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(課及び室並びにその内部組織の設置)」に改め、同条第一項中「課を」を「課及び室を」に、「課の」を「その」に改め、

同項の表中

体育保健課

振興係、健康教育係、学校体育係、社会体育係、競技スポーツ係、国民体育大会準備室

を

体育保健課

振興係、健康教育係、学校体育係、社会体育係、競技スポーツ係

に改め

国民体育大会推進室

る。

第三条の見出し中「各課」を「各課等」に改め、同条中「各課」を「各課及び国民体育大会推進室」に改め、同条総務課の項第十八号中「他

課」を「他課等」に改め、同条中体育保健課の項第十一号を削り、同項の次に国民体育大会推進室の項として次のように加える。

国民体育大会推進室

一 国民体育大会冬季大会スキー競技会の開催準備に係る総合的な調整及び企画に關すること。

二 国民体育大会冬季大会スキー競技会関連施設の整備に關すること。

三 国民体育大会冬季大会スキー競技会の運営に關すること。

第五条第一項中「各課間の」を「各課及び国民体育大会推進室の間の」に改め、同条第二項中「課長を」を「課長及び国民体育大会推進室長を」に改める。

第六条第一項中「課、係及び室」を「課及び国民体育大会推進室並びに係及び室」に、「次の」を「その」に改め、各号を削り、同条第二項中「文化財主査を」の下に、「国民体育大会推進室に室長補佐又は主幹を」を加える。

第七条第一号中「課長」の下に「及び国民体育大会推進室長」を、「課務」の下に「又は室務」を加え、同条第三号中「たすけて」を「助けて」に改め、同条第六号中「課長補佐」を「課長補佐及び室長補佐」に、「課長をたすけて」を「課長又は国民体育大会推進室長を助けて」に、「課の」を「課又は室の」に、「課長に」を「課長又は国民体育大会推進室長に」に改め、同条第七号中「課の」を「課又は室の」に改め、同条第十二号中「室長をたすけて」を「総務室長を助けて」に、「その室」を「総務室」に改める。

第十条の見出し中「課員」を「課員等」に改め、同条中「課員」を「課及び国民体育大会推進室に属する職員」に、「課長」を「課長又は国民

民体育大会推進室長」に改める。

第十六条中「各課及び」の下に「国民体育大会推進室並びに」を加える。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に關する規則の一部改正)

第二条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に關する規則(昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の第一号中「課長・参事」を「課長・室長(国民体育大会推進室の室長に限る)・参事」に、「課長補佐」を「課長補佐・室長補佐」に改め、同表の第二号中「室長」を「室長(第一号に掲げるものを除く。)」に改める。

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「二万四千円」を「二万七千円」に、「三万三千円」を「

三万六千円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 平成三年四月一日前から引続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の額については、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和五十年二月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八千円」を「九千円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。

2 平成三年四月一日前に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に入

学した者（同日以後に転学、編入学等によりこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなった者を含む。）に係る修学奨励金の額については、この規則による改正後の鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「一六、〇〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「三七、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に、「六四、〇〇〇円」を「六七、〇〇〇円」に改める。

附 則

- この規則は、平成三年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会訓令第一号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程(昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の一〇中「〇辞令書及び人事異動通知書(以下「辞令書等」という。)の種類欄に記載する。」「〇辞令書等の給料欄に記載する。」「〇辞令書等の所属欄に記載する。」及び「〇辞令書等の職欄に記載する。」を削り、同表の第一の一〇中「〇辞令書等のその他欄に記載する。」を削り、同表の第一の九中「〇辞令書等の職欄に記載する。」を削り、同表の第一の12中「〇辞令書等の所属課所欄に記載する。」を削り、同表の第一の12中「〇辞令書等のその他欄に記載する。」を削り、同表の第一の14及び15中「〇辞令書等の種類欄に記載する。」「や短ス、」同表の第一の16中「〇辞令書等の職欄に記載する。」「及び「〇辞令書等のその他欄に記載する。」「を削り、同表第一の17及び18中「〇辞令書等のその他欄に記載する。」「を

削り、同表の第一の19中「〇辞令書等の職欄に記載する。」「及び「〇辞令書等のその他欄に記載する。」「を削り、同表の第一の20中「〇辞令書等のその他欄に記載する。」「を削り、同表の第一の21中「〇辞令書等の職欄に記載する。」「を削り、同表の第一の22中「〇辞令書等の種類欄に記載する。」「を削り、同表第一の23から25までの規定中「〇辞令書等のその他欄に記載する。」「を削り、同表の第一の26中「〇辞令書等の種類欄に記載する。」「を削り、同表の第一の27及び28中「〇辞令書等のその他欄に記載する。」「を削り、同表の第一の29中「〇辞令書等の種類欄に記載する。」「を削り、同表の第一の30から32までの規定中「〇辞令書等のその他欄に記載する。」「を削り、同表の第一の33中「〇辞令書等の種類欄に記載する。」「を削り、同表の第一の34から38までの規定中「〇辞令書等のその他欄に記載する。」「を削り、同表の第一の39から41までの規定中「〇辞令書等の給料欄に記載する。」「を削り、同表の第一の42中「〇辞令書等の職欄に記載する。」「及び「〇辞令書等の所属課所欄に記載する。」「を削り、同表の第一の43中「〇辞令書等の職欄に記載する。」「や短ス、」同表の第一の一〇中「〇辞令書等の種類欄に記載する。」「〇辞令書等の給料欄に記載する。」「〇辞令書等の所属課所欄に記載する。」「及び「〇辞令書等の任用期間その他の勤務条件欄に記載する。」「を削り、同表の第二の一〇中「〇辞令書等の任用期間その他の勤務条件欄に記載する。」「を削り、同表の第二の二〇中「〇辞令書等の種類欄に記載する。」「を削り、同表の第二の四中「〇辞令書等の給料欄に記載する。」「や短ス、」同表の第三の一〇中「20日以内」を「…日以内」に、「33時間以内」を「…時間以内」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

辞 令 書

氏 名	職員コード	
異動種目		
現 職		
異動内容		
<p>年 月 日</p> <p>任命権者 鳥 取 県 教 育 委 員 会</p>		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

第三号様式を次のように変更する。

第3号様式(第4条関係)

人 事 異 動 通 知 書

氏 名	職員コード			
異動種目				
現 職				
異動内容				
<p>上記のとおり発令されたので通知する。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥 取 県 教 育 委 員 会 教 育 長</p>				
履歴書	給原 与簿	照 合		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

附 則

この訓令は、平成三年三月三十一日から施行する。

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会訓令第二号

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程（昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表中「課長補佐」の下に「室長補佐」を加え、「国民体育大会準備室長」を削る。

別表第一事務局本庁の項を次のように改める。

事務局本庁		
右以外の職員	主 係 長 幹	課 長 補 佐 室 長 補 佐 秘 書 企 画 室 長 総 務 室 長
係 総 室 秘 課 務 長 書 長 長 室 補 企 企 長 長 室 画 補 補 長 室 室 佐 佐 長 長 長 長	課 長 指 名 する 課 長 補 佐	課 長 国民体育大会推進室長
課 国民体	課 国民体	教

育 長

育大会推進室長

育大会推進室長

附 則

この訓令は、平成三年四月一日から施行する。

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会訓令第三号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年四月鳥取県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「本庁各課の長」の下に「（国民体育大会推進室長を含む。以

下同じ。〕を加える。

附 則

この訓令は、平成三年四月一日から施行する。